平成２８年（フ）第１９５号
熊本市東区長嶺西２丁目11番10－201号
コーポ皆幸Ａ
債務者　今村　由起
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４６号
山梨県山梨市落合682番地　Ｃ－東
債務者　角田　久美
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
大分市大字鴛野877番地の29
債務者　工藤　洋子（旧姓由藤）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７５号
岐阜市早田東町５丁目２番地　（ルミエール渡辺　Ｂ　102号室）
債務者　石原　裕士
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７１号
岐阜市茜部寺屋敷１丁目39番地１（ヴィラさくら）、前住所岐阜市正木北町４番１－603号（ＢＩＯ正木）
債務者　ヒロカネフーズこと　益本　　洋
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７２号
岐阜市茜部寺屋敷１丁目39番地１（ヴィラさくら）、前住所岐阜市正木北町４番１－603号（ＢＩＯ正木）
債務者　益本　淳子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７５号
徳島県板野郡松茂町長原93番地
債務者　柏**原**美知子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
千葉県山武市蓮沼ハの424番地１
債務者　戸村　典男
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
千葉県山武市蓮沼ハの424番地１
債務者　戸村　清子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
三重県津市半田1364番地21　セントヒルズＢ棟101、前住所三重県津市藤方1816番地73
債務者　**徳**永　泰子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８１号
滋賀県彦根市東沼波町1123－19　ＷＥＳＴＷＩＮＧ　255号室、住民票上の住所滋賀県米原市入江283番地32
債務者　中嶌　和貴
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３７５号
神戸市中央区中山手通６丁目１番９号
債務者　浦川　晃代
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０５号
神戸市北区北五葉３丁目８番34－505号、従前の住所神戸市北区君影町１丁目４番14号
債務者　山田　幸樹
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３４号
神戸市中央区中山手通４丁目３番５－602号（従前の住所）兵庫県姫路市市之郷町１丁目２番地15
債務者　龍本　嵩宏
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３８号
神戸市垂水区本多聞２丁目７番26号パストラル本多聞Ｉ－102号
債務者　柴田美知子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３９号
神戸市北区北五葉７丁目１番７－303号
債務者　畑中加代子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部